第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(円滑な避難行動)

- 第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、 災害による危険を回避するための行動をとるとともに、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指 示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示等(以下「避難指示等」という。)があったときは、 これに応じて速やかに行動するものとする。
- 2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう 配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

(緊急通行車両の通行の確保等)

第37条 県民は、災害時において、法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

(指定避難所の運営)

- 第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むと ともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。
- 2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意 向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。